

極秘

韓日間財産および請求権協定要綱韓国側提案

(一九五二年二月二十一日提出)

- 一 韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地圖、銅版および地金と地銀を返還すること
- 二 一九四五年八月九日現在日本政府が朝鮮縣總督府負債勘定を決済すること
- 三 一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金したる金員を返還すること
- 四 一九四五年八月九日現在韓国に本店あるいは主事務所ありたる法人が日本にある財産を返還すること
- 五 韓国々民(法人を含む)が日本國あるいは日本國民(法人を含む)に対する公債、日本銀行券、被徴用韓人未收金およびその他請求権を決済すること
- 六 韓国々民(法人を含む)が有する日本法人が株式又はその他証券を法的に認定すること
- 七 前記諸財産または請求権より生じたるまたは生ずべき結果実を返還すること
- 八 前記返還および決済は協定成立後即時開始され遅くとも六個月以内に終了すること